

平成 29 年 8 月 10 日

中小企業再生ファンド
「静岡中小企業支援 5 号投資事業有限責任組合」
に出資を行う組合契約を締結

独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構 所在地：東京都港区 理事長：高田坦史）は、主に静岡県内の中小企業の再生支援を目的とする「静岡中小企業支援 5 号投資事業有限責任組合」の組成について合意し、本日、組合契約を締結しました。

本ファンドは、過剰債務等により経営状況が悪化しているものの、本業には相応の収益力があり、財務改善や事業見直しにより再生可能な静岡県内の中小企業を中心に、金銭債権の買取や株式出資等の投資を行い、債務の軽減及び中長期的な経営支援を行います。

ファンド総額は 40 億円で、うち中小機構が 19 億円を出資する他、静岡県内の金融機関・静岡県信用保証協会が出資します。ファンド運営は、4 号ファンドまでと同様、静岡キャピタル株式会社が行います。

ファンドからの投資先は、地域の経済活力や雇用の維持に大きな役割を果たす中小企業であって、静岡県中小企業再生支援協議会（経済産業省委託事業）での再生計画策定支援を受けた企業などを主な対象としています。

<中小機構について>

中小機構は、日本の中小企業政策の総合的な実施機関として中核的な役割を担う経済産業省所管の独立行政法人です。全国 9 ヶ所に展開する地域本部を通じ、中小企業の発展と地域振興の実現に向け、創業や新事業展開、販路開拓、海外展開、セーフティネットを含む経営基盤の強化をはじめとする中小企業の様々なニーズに対し、経営アドバイス、共済制度、研修、ファンドを通じた資金提供など多様な支援メニューを揃えています。

【本件に関するお問い合わせ先】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

ファンド事業部 ファンド事業課（大川、石澤）

住所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル

電話：03- 5470-1570（ダイヤルイン）

◆「静岡中小企業支援 5 号投資事業有限責任組合」の概要

組 合 名	静岡中小企業支援 5 号投資事業有限責任組合
地 域	主に静岡県内の企業を対象とするが、同県に隣接する神奈川県、山梨県、愛知県内の企業も対象
出資総額	40 億円
無限責任組合員	静岡キャピタル株式会社（※）
有限責任組合員	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)静岡銀行 ・ スルガ銀行(株) ・ (株)清水銀行 ・ (株)静岡中央銀行 ・ 静岡信用金庫 ・ 静岡信用金庫 ・ 浜松信用金庫 ・ 沼津信用金庫 ・ 三島信用金庫 ・ 富士宮信用金庫 ・ 島田信用金庫 ・ 磐田信用金庫 ・ 焼津信用金庫 ・ 掛川信用金庫 ・ 富士信用金庫 ・ 遠州信用金庫 ・ 静岡県信用保証協会 ・ 中小企業基盤整備機構
設 立	平成 29 年 8 月 10 日

（※）静岡キャピタル株式会社

本社所在地：静岡県静岡市

代表取締役：水谷 林蔵

設 立 日：昭和 59 年 8 月 1 日

資 本 金：100 百万円

事 業 内 容：投資事業有限責任組合の運営等